

○一関工業高等専門学校安全衛生委員会規則

(平成16年 4月19日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校教職員安全衛生管理規則第13条に基づき、安全衛生管理に関する事項を審議するため、一関工業高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 四 公害発生防止の対策及び環境保全の対策に関する事項
 - 五 防火・防災管理に関する事項
 - 六 レクリエーション活動に関する事項
 - 七 前6号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議することができる。
- 一 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教職員の危険の防止に関する重要事項
- 3 委員会は、前2項に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項について調査審議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務担当）
 - 二 産業医
 - 三 衛生管理者
 - 四 安全管理者
 - 五 防火・防災管理者
 - 六 化学物質管理者
 - 七 環境管理責任者
 - 八 事務部長
 - 九 教職員のうち安全又は衛生に関し経験を有するものうちから校長が指名した者 若干名
- 2 前項第二号から第九号の委員の半数については、労働者の過半数を代表する者から推薦のあった者を指名しなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第九号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2 委員会は、開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を教職員に周知しなければならない。

3 委員会は、重要な議題に関する事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要あると認める場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日規則第6号)

この規則は、令和6年2月1日から施行する。